

茨城県報 第5264号

昭和40年 2月12日

金曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示		公 告	
	ページ		
●県の収納代理金融機関の指定	1	●土地改良区定款変更の認可	7
●土地改良事業の認可	1	●家畜伝染病の発生転帰	7
●土地改良区定款変更の認可	1	●豚コレラ予防指定の一部改正 (2件)	7
●土地改良事業関係書類の縦覧	2		
●県道路線の認定 (3件)	2	●土地立ち入り測量 (3件)	8
●県道路線の変更	3	●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞	9
●道路の区域変更 (4件)	3	●土地改良区役員の就退任	10
●道路の供用開始 (4件)	5		
●保安林の指定解除予定	6		

告 示

茨城県告示第176号

地方自治法施行令第168条第4項の規定により、県の公金の収納の一部を取り扱わせるための金融機関を昭和40年2月12日に下記のとおり指定したから同条第7項の規定により告示する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

収

記

収納代理金融機関 株式会社 関東銀行馬口労町支店

茨城県告示第177号

昭和39年11月24日茨城県告示第1706号による那珂中部土地改良区的那珂中部地区土地改良事業は昭和40年2月12日認可した。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第178号

昭和40年1月14日付で有ヶ池江下土地改良区から申請のあつた定款変更を2月12日認可した。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第179号

絹西土地改良区から昭和39年11月20日付申請のあつた絹西地区土地改良事業は適当と決定したので土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 縦覧に供する書類
絹西土地改良区定款写
絹西地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和40年2月18日から3月10日まで
- 3 縦覧の場所 結城市役所

茨城県告示第180号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 原 中 田 線
- 3 起点及び終点 起点 古河市大字原
終点 古河市大字中田

茨城県告示第181号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 取 手 谷 中 線
- 3 起点及び終点 起点 北相馬郡取手町大字取手
終点 北相馬郡藤代町大字谷中

茨城県告示第182号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 高萩友部線
- 3 起点及び終点 起点 高萩市大字安良川
終点 多賀郡十王町大字友部

茨城県告示第183号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき県道路線を次のように変更する。

その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

旧新別	路線名	起	点
		終	点
旧	寺田水海道線	北相馬郡取手町大字寺田主要地方道下館取手線分岐から、 水海道市諏訪町まで	
新	酒詰水海道線	北相馬郡藤代町大字酒詰1級国道6号線分岐から 水海道市諏訪町まで	

茨城県告示第184号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 原中田線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整地の幅員 メートル	延		長計 メートル
			実延長 メートル	重用延長 メートル	
原, 中 田 線	古河市大字原	5.5~20.0	4,464.0	—	4,464.0
	古河市大字中田				

茨城県告示第185号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手谷中線
- 3 道路の区域

路線名	区間	整地の幅員	延長		
			実延長	重用延長	計
取手谷中線	北相馬郡取手町大字取手	メートル 5.5~7.5	メートル 4,777.4	メートル —	メートル 4,777.4
	北相馬郡藤代町大字谷中				

茨城県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩友部線
- 3 道路の区域

路線名	区間	整地の幅員	延長		
			実延長	重用延長	計
高萩友部線	高萩市大字安良川	メートル 3.6~7.5	メートル 6,903.9	メートル —	メートル 6,903.9
	多賀郡十王町大字友部				

茨城県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 酒 詰 水 海 道 線
- 3 道路の区域

路 線 名	区 間	整 地 の 幅 員	延 長		
			実 延 長	重 用 延 長	計
酒 詰 水 海 道 線	北相馬郡藤代町大字酒詰 水海道市諏訪町まで	メートル 4.2~18.5	メートル 16,627.0	メートル —	メートル 16,627.0

茨城県告示第188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 原 中 田 線
- 2 供用開始の区間 古河市大字原県道古河岩井線分岐から
古河市大字中田1級国道4号線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年2月12日

茨城県告示第189号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 取 手 谷 中 線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡取手町大字取手県道小巻取手線分岐から
北相馬郡藤代町大字谷中1級国道6号線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年2月12日

茨城県告示第190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 高萩友部線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字安良川県道上高倉高萩線分岐から
多賀郡十王町大字友部主要地方道日立勿来線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年2月12日

茨城県告示第191号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年2月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 酒詰水海道線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡藤代町大字酒詰1級国道6号線分岐から
水海道市諏訪町まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年2月12日

茨城県告示第192号

次の保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- (1) 1 解除予定保安林の所在場所
茨城県鹿島郡神栖村大字深芝字藤豊3654の167
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
- (2) 1 解除予定保安林の所在場所
茨城県鹿島郡大野村大字荒野字谷原中299の2
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第193号

昭和40年1月30日付で大和村西土地改良区から申請のあつた定款変更を2月12日認可した。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第194号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生(決定)月日	発生頭数	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	2 月 10 日	105頭	死 亡 3頭 自衛殺 6頭 殺処分 96頭	久 慈 郡 水 府 村
〃	2 月 11 日	1 〃	自衛殺 1 〃	〃
〃	〃	2 〃	殺処分 2 〃	新 治 郡 八 郷 町

累計 383頭

茨城県告示第195号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和39年茨城県告示第1681号)の一部を次のように改める。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 久慈郡水府村大字和久、町田、西染、中染を加え、水海道市豊岡町、砂原、坂手町、浜、新治郡千代田村横堀、五反田、大峰、中志筑および出島村大字田伏、坂を削除する。

茨城県告示第196号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 新潟県南魚沼郡神奈川県高座郡を加える。

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により、次のとおり、立ち入りを許可した。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社茨城支店
- 2 事業の種類 日製佐和分工場供給線(特別高圧送電線60KV)新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
勝田市田彦
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和40年2月15日から
昭和40年8月14日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により、次のとおり、立ち入りを許可した。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社茨城支店
- 2 事業の種類 牛久線(特別高圧送電線60KV)新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
竜ヶ崎市川原代町字紅葉内, 中郷花丸
〃 南中島町
〃 入地町
〃 稻荷新田町
〃 若柴町
稲敷郡牛久町大字遠山
〃 〃 城中字成井
〃 〃 牛久字蛇喰
〃 〃 柏田字新田
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和40年2月15日から
昭和40年8月14日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 二級国道宇都宮水戸線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
東茨城郡桂村大字阿波山字天神前, ダシ新宿権現森, 桜町
" " 大字下阿野沢字堀の内, 宮脇, 原, 寺後西原, 根本内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和40年2月17日から
昭和41年3月31日まで

●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通法第104条の規定により自動車等運転者行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和40年2月12日

茨城県公安委員会委員長 川島安右衛門

- 1 期 日 昭和40年2月25日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部公安委員会室
- 3 住所氏名
- | | |
|------------------|-----------|
| 結城郡石下町大字本石下62 | 小 野 村 雄 |
| 下妻市大字下妻乙の575の5 | 外 山 紘 一 |
| 水海道市坂手町2397 | 羽 富 松 寿 |
| 稲敷郡美浦村大字大谷1769 | 鈴 木 三 千 雄 |
| 新治郡出島村大字戸崎799 | 塚 本 三 男 |
| 筑波郡大穂町大字篠崎1522 | 飯 塚 忠 男 |
| 土浦市中村3区17 | 吉 住 正 也 |
| 石岡市大字染谷1258 | 長 谷 川 幸 久 |
| 東茨城郡美野里町堅倉904 | 井 上 光 敏 |
| 日立市金沢町1348 | 本 間 利 男 |
| 日立市本宮町1丁目2番2号 | 滑 川 良 |
| 日立市成沢町1822の1 | 佐 藤 英 夫 |
| 日立市宮田町1668 | 宮 崎 捷 夫 |
| 西茨城郡岩瀬町大字鍛田385 | 高 橋 和 男 |
| 鹿島郡鉾田町大字鉾田2269の3 | 河 野 小 平 |
| 水戸市南袴塚町2937の3 | 川 松 行 信 |
| 勝田市高場715 | 大 塚 仲 男 |
| 那珂郡那珂町大字本米崎1955 | 田 口 謹 |
| 水戸市渡里町2738 | 徳 永 貞 夫 |
| 水戸市桜小路2042 長谷川方 | 小 泉 保 |

●土地改良区役員の就退任

行方郡玉造町に事務所をおく玉造上土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたから、土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和40年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
玉造町字泉 甲3422	理 事	橋 川 義 雄	理 事 長
〃 里 甲4513	〃	堤 武 雄	
〃 内宿 4532	〃	箱 根 正 寿	
〃 横町 甲4481	〃	伊 藤 光	
〃 川向 甲 372	〃	高 須 安兵衛	
〃 高須 甲1821	〃	栗 山 豊太郎	
〃 〃 1994～1	〃	栗 山 利 治	
〃 下宿 甲 349～1	〃	関 口 万右衛門	
〃 柄貝 甲 702	〃	大久保 正 夫	
〃 〃 700	〃	大和田 徳 男	
〃 諸井 甲2573	〃	並 木 繁 輝	
〃 〃 甲4241	〃	金 井 新次郎	
〃 〃 2740	〃	茂 木 義 雄	
〃 横須賀甲2122	〃	新 堀 太 一	
〃 〃 2109	〃	中 島 重 行	
〃 泉 甲3392	〃	大 場 庄三郎	
〃 手賀 3175	〃	塚 本 藤右衛門	
〃 宿 3107	〃	宮 内 開 運	
〃 舟津 416	〃	磯 山 竜 夫	
〃 新宿 3147	〃	郡 司 五 月	
〃 諸井 甲4239	監 事	島 田 秀 志	
〃 柄貝 甲 696	〃	小 島 信 男	
〃 宿 3123～1	〃	中 島 泰 吉	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
玉造町字泉 甲3422	理 事	橋 川 義 雄	理 事 長
〃 里 甲4518	〃	芳 野 寅 一	副 理 事 長
〃 柄貝 甲 700	〃	大和田 徳 男	
〃 内宿 甲4553	〃	宮 本 益	
〃 横町 甲1186	〃	伊 藤 春 雄	
〃 里 甲4513	〃	堤 武 雄	
〃 川向 甲 372	〃	高 須 安兵衛	
〃 柄貝 甲 709	〃	平 間 豊 蔵	
〃 諸井 甲4241	〃	金 井 新次郎	
〃 〃 甲2583	〃	並 木 繁 輝	

玉造町字泉	甲3392	理 事	大 場 庄三郎
〃	横須賀 2123	〃	新 堀 太 一
〃	〃 甲2109	〃	中 島 重 行
〃	手 賀 3216	〃	滝 崎 昇
〃	横須賀	〃	
〃	新宿 3092	〃	村 松 重 信
〃	高須 甲1944~1	〃	栗 山 利 治
〃	〃 甲1919~1	〃	弓 削 豊 次
〃	手賀宿 3107	〃	宮 内 開 運
〃	鳥名木 3356~1	〃	磯 山 忠 相
〃	泉 甲3383	〃	田 神 常 雄
〃	横須賀 3123~1	監 事	中 島 泰 吉
〃	柄貝 甲 715~2	〃	吉 藤 雅 康
〃	諸井 甲2740	〃	茂 木 義 夫

☆ 県政の総覧 …… 県民の六法 ☆

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，総務部学事文書課あてお申し込み下さい。
購読料は，送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所